

こう つう

交通バリアフリーから ともに生きる 社会を学ぼう!



だれでも いつでも 行きたいところへ



公益財団法人
交通エコロジー・モビリティ財団
Foundation for Promoting Personal Mobility and Ecological Transportation

交通バリアフリーから
ともに生きる社会を学ぼう!

教員指導用冊子

はじめに

「交通バリアフリーからともに生きる社会を学ぼう!」は、冊子、ウェブサイトなどを使用しながら交通のバリアフリーについて学べる教材です。

児童用教材冊子「交通バリアフリーからともに生きる社会を学ぼう!」は、ともに生きるまちをめざし、乗り物や街の中のバリアフリー化の工夫について学び、さらには自分たちが実際に住んでいる街に出てみたり、障害のある人のお話を聞いたりしながら学習を深め、自分たちが実践できることを考えるためのきっかけとなる冊子です。

この教員指導用冊子では、授業で児童用教材冊子を使用し、学ぶ際の参考資料やヒントをまとめてあります。小学生の学習指導要領の「総合的な学習の時間」の目的である「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようとする。」に合致した内容です。

自らバリアフリーの基本的知識を得て、身近な具体例から理解を深めます。どのような人にどのように役立つかを考えることで、回りにいる障害のある人などを理解し、問題解決に向けた意見交換など創造的な学習に役立ちます。

期待できる学習効果

福祉・健康	障害者や高齢者を取り巻く状況の理解
ボランティア活動などへの参加	不便を感じている人を助け、協力する意識の醸成、実体験による交流
各種団体との連携	障害者団体、社会福祉協議会、交通事業者、国土交通省などの連携
道徳	差別のない、誰もが参加できる社会を目指し、公共交通機関利用時のマナーを身につける
国語、社会など横断的学習	調べる、話しを聞く、討論する、まとめる、発表する力を身につける

授業での児童用教材冊子の使い方

この児童用教材冊子は主に**小学校4年生～6年生**までを対象とした冊子です。

見たり聞いたりして学ぶもの、実際に身体を動かして学ぶものを組み合わせたカリキュラムを組み立ててください。



児童用教材冊子の内容は、「**1 まち**」、「**2 駅**」、「**3 乗り物**」について学ぶことができます。

学習内容は授業時間数によって自由に組み立ててください。カリキュラムを組み立てる時は、以下の目安時間を参考にしてください。

座学例その1 | 授業時間の目安: 135分



座学例その2 | 授業時間の目安: 45分



座学例その3 | 授業時間の目安: 90分



実践(ワークショップ) | 授業時間の目安: 45～180分



実際に体験してみる | 授業時間の目安: 45～90分



解説

このページは、児童用教材冊子の目次です。

どんなことが掲載されているかが、各項目ごとに説明してありますので、児童のみなさんが興味を持った内容で進んでください。

問い合わせ例

誰でも安全、安心って
どんなことでしょう？

児童用冊子
P.3
参照

「交通バリアフリー」と
いう言葉を聞いたこと
がありますか？

児童用冊子
P.9
参照

毎日生活している中で、
どんな乗り物に乗った
ことがありますか？

児童用冊子
P.15
参照

「さまざまな人」とはど
んな人たちでしょうか？

児童用冊子
P.19
参照

だれでも いつでも

私たちが住んでいるまちには、
「さまざまな人」がいます。
だれもが安全、安心に暮らさせることは、
とても大切なことです。
この本では、私たちができるこ
(心のバリアフリー)を考えます。
生活に身近な「まち」や「乗り物」には、
さまざまな工夫がされているので、
それをみんなで学んでみましょう。



1 まちに出てみよう。

まちの工夫と私たちにできること。 P.5

まちにある工夫を見てみよう。 P.7

2 駅に行ってみよう。

駅の工夫と私たちにできること。 P.11

駅にある工夫を見てみよう。 P.13



この「教員指導用冊子」の構成

不便を感じている場面、問題となる場面を探すページ

「1 まち」………P.5
「2 駅」………P.11

さまざまな乗り物の設備の解説をしているページ

「3 乗り物」………P.7

前ページの場面がどのように解決されているか探すページ

「1 まち」………P.7
「2 駅」………P.13

さまざまな人が、不便を感じていることを知るページ

……………P.19

解決策を詳しく解説するページ

「1 まち」………P.9
「2 駅」………P.15

実際に調べたり、体験して、グループで話し合うページ

……………P.21

授業時間により使用するページを自由に調整してください。

行きたいところへ



の もの く ふう
乗り物にはこんな工夫があるんだよ。

P15 3

ひと
さまざま人がいて、
ふ べん かん
不便に感じていることもいろいろです。

P19

ワークショップ

実際に交通バリアフリーについて見学したり、グループで話し合ってみましょう。

関連するウェブサイト

(公財)交通エコロジー・モビリティ財団



<http://www.ecomo.org/>



国土交通省(バリューフリー・ユニバーサルデザイン)

<http://www.mlit.go.jp/seigocisaku/barrierfree/index.html>

内閣府(共生社会)



効果的な授業の進め方

「交通バリアフリーからともに生きる社会を学ぼう!」には冊子のほか、「教員指導用」「児童用」ともにウェブサイトがあります。

教員指導用ウェブサイトでは、この冊子に掲載できなかった情報や、ワークショップを進めるためのヒントが掲載されています。また、教員の皆様がオリジナル教材を作成するためのキット、ワークシートを掲載しておりますので、ご利用ください。

児童用ウェブサイトでは、冊子に掲載されている事例を詳しく見たり、掲載できなかった事例を見たりすることができます。また、さらに学びたい児童のために、参考となる他のウェブサイトなどの情報を掲載しています。その他、海外のバリアフリー事例を紹介する「世界のバリアフリー」などを掲載しています。

教員指導用ウェブサイト

交通パリアフリーからともに生きる社会を学ぼう!

トップに戻る

だれてもいつでも行きたいところへ

私たちが安心できるまことに、「まざまな人」がいいます。
だれもが安全、安心に暮らすことはとても大切です。
このコースでは、私たちが何をどうぞめらかに生きよう。
生活に身近な「まち」と「乗り物」の工夫について学んでみましょう。

教員指導専用

はじめてお読みください
パリアフリーカードをじょうぶに
まなびながらしてみよう
解きながらしてみよう
見てながらしてみよう

まざまな人がいます
まざまな人とみんなでみよう

いろいろめよう・体験してみよう
ワークシートの考え方
ワークシートのダウンロード
体験してみよう

その他

PDFダウンロード
英語版
王室の御用
交通パリアフリーカード
リンク集
光庭園サイト

QRコード

児童用ウェブサイト

まちに 出てみよう。

児童用教材冊子>P.3・4

学習のポイント

このページでは、児童に「まち」の中での問題・課題点を発見してもらうことを目的としています。また、児童自身でできるお手伝いを考えることを目的とします。絵の「まち」は典型的な街並みを表現していますので、学校周辺の実際の「まち」が絵と異なっている場合があります。その場合は、自分たちのまちにはない問題・課題点を発見し学習を進めてください。



このイラストの付いた部分は、いろいろな場面で不便を感じていることを表しています。どんな人がどんなことを不便に思っているか考えるきっかけにしてください。

問いかけ例

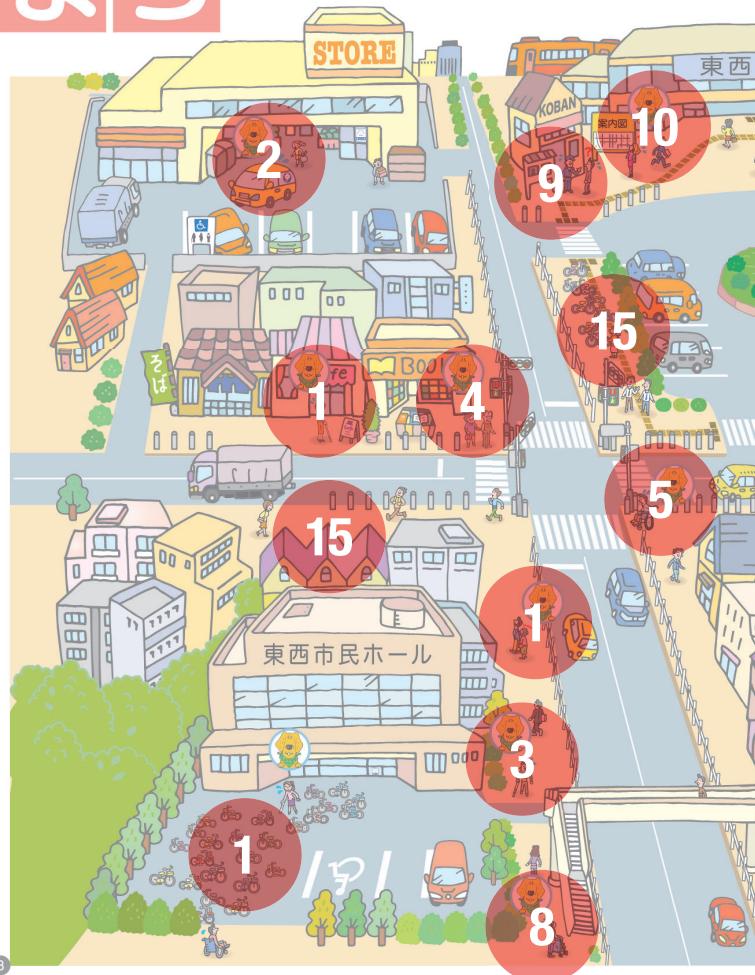
このイラストの中に不便を感じている人がいます。探してみましょう。

不便を感じている人はどんなことにそう感じていると思いますか。考えてみましょう。

不便を感じている人の場面で、実際に見たことがあるものはありますか？

不便を感じている人に自分たちにもできるお手伝いがあります。考えてみましょう。

まち に出てみよう。



安全に歩けません

通り道の確保

- 1 ●歩道上の商品や看板のはみ出しにぶつかりそうでこわい
- 歩道上の違法路上駐輪自転車や駐車車両にぶつかりそうでこわい
- だれかが少しあってくれるとうれしい

車を停めたい時に停められません

障害者用駐車場

- 建物入口近くに停め、移動する距離を短くしたい
- 通常の駐車場の幅だと乗り降りできない時もあるので、広めの駐車場に停めたい

目的の場所が分かりません

音による案内

- 建物の入り口がどこにあるのか分からない

横断することができません

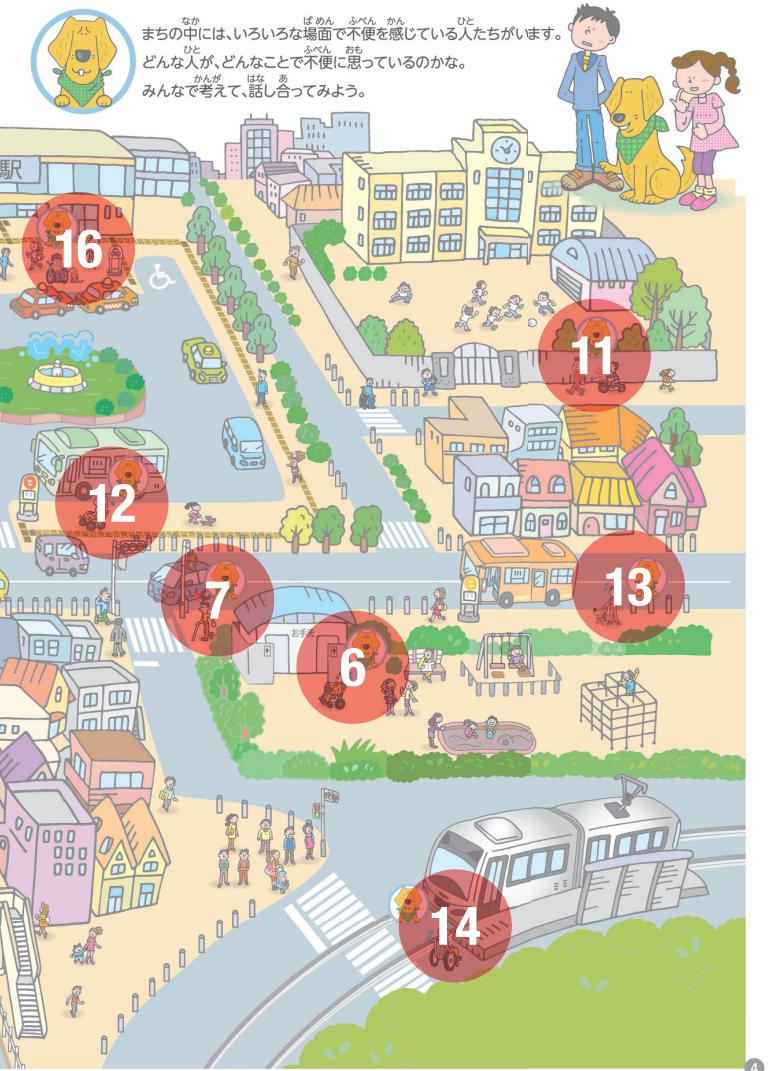
音による案内など

- 信号機の青のタイミングが分からない
- 青の間にわたりきれないこともあるのでこわい

各数字の表示について

1 安全に歩けません 「問題点」を示しています。

- 1 通り道の確保 「必要なこと」を示しています。
 -
 -



横断することができます

歩道の段差切り下げ

- 歩道と車道の段差が大きくて通れない
- 歩道と車道の段差がまったくないと、どこからが車道なのか分からぬのでこわい

トイレが使えません

多機能トイレ

- 狭くて入れない、使えない
- おむつ替えができないなど必要な設備がない

横断方向が分かりません

エスコートゾーン

- 横断歩道を、まっすぐ渡ることができるのかが分からない

上下移動ができません

エレベーター

- 階段だと上下の移動ができない

分からないことがあります

人による対応

- 言葉だけではコミュニケーションをとることがむずかしい

何が書いてあるのか分かりません

案内のためのサイン

- 案内図やサインが、日本語や漢字だけでは分からぬ

気づかないこともあります

音が聞こえないということ

- 聞こないと後ろから人や自転車などが来ることが分からぬ

バスに乗ることができます

バス停の屋根、バスのスロープ

- 歩道(車道)とバスの段差と隙間があり乗ることができぬ
- 屋根やベンチがあった方が楽に待つことができる

バス停の場所や乗り方が分かりません

バス停の印、バスの音声の案内

- バス停の場所が分からぬ
- どこ行きのバスが来たのか分からぬ

路面電車(LRT)に乗ることができます

スロープ

- 車道と乗り場に段差があると一人では乗ることができぬ

歩くことができません、またはむずかしいです

視覚障害者誘導用ブロック

点字ブロック

- どこを歩けば安全なのか分からぬ

タクシーに乗ることができます

ユニバーサルデザインタクシー

- 車いすだと、タクシーに直接乗ることができぬ
- 車いすからタクシーの座席への移動ができない

まちの工夫と私たちにできること。

児童用教材冊子>P.5・6

学習のポイント

このページでは、児童に前ページで発見した「まち」の中での問題・課題点に対するバリアフリー化した解決策を発見してもらうことを目的としています。解決策の詳しい説明はこの教員指導用冊子のP.9・10にあります。また、児童が前ページで発見した児童自身でできるお手伝いの他にどんなお手伝いがあるかを知ってもらうことを目的とします。イラストのまちは典型的な街並みを表現していますので、学校周辺の実際のまちが絵と異なっている場合は、自分たちのまちにはない問題・課題点に対する解決策を発見し学習を進めてください。



このイラストの付いた部分は、児童が前ページで発見したいいろいろな不便を感じている場面に工夫されたことを表しています。どんな工夫か考えるきっかけにしてください。

問いかけ例

さっき不便を感じていたたちは、どのように変わっていますか。

それぞれの工夫はどんな工夫ですか？
考えてみましょう。

実際に見たことがあるものはありますか？

不便を感じている人のお手伝いしたことありますか？



このイラストの付いた部分は、児童が前ページで発見した自分でできるお手伝いの他に、どんなお手伝いができるのかを紹介しています。

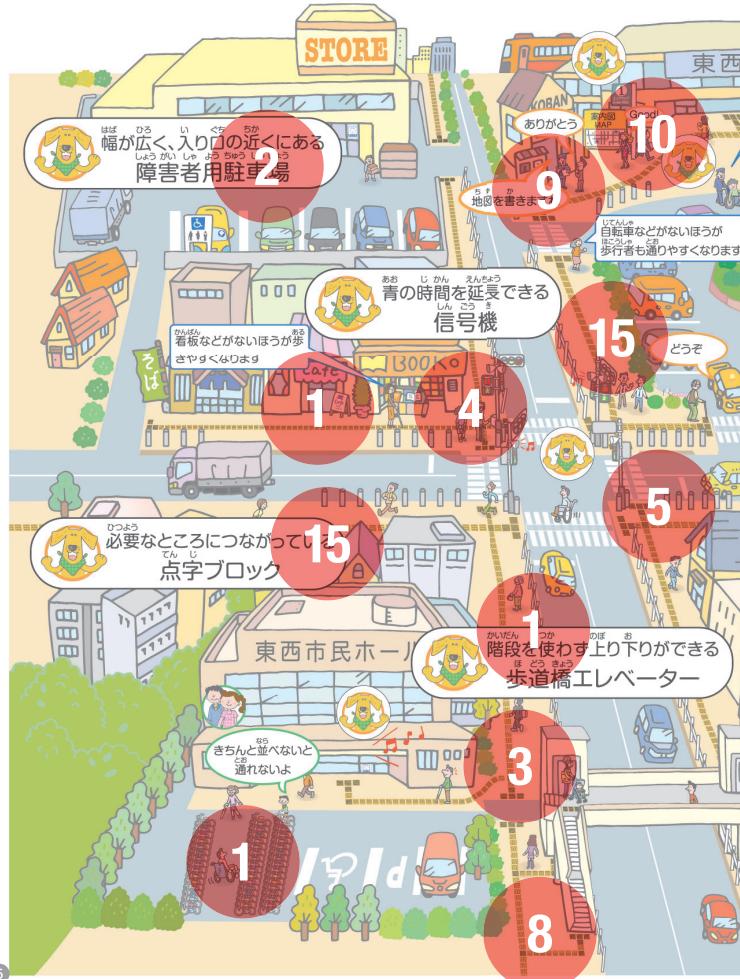
誰もが安全に歩けるようになる 通り道の確保

お店などの看板や商品がはみ出して陳列してあると、視覚障害者はぶつかる可能性があります。また、車いす使用者も通ることができない事も考えられます。また、自転車や自動車が歩道などに違法駐車されると通行できないことも考えられ、特に点字ブロック上に放置されていると、視覚障害者にとってとても危険です。



危ない場所に止められている自転車を見つけた時、移動できる場合は少し移動させることもお手伝いのひとつです。

まちの工夫と私たちにできること。



幅が広く、入り口の近くにある障害者用駐車場

建物の入り口近くにある車いす使用者、妊娠婦、ベビーカーを使っている人、高齢者、内部障害者などが優先的に利用できる広めにつくられた駐車場です。マークがつけられているだけのタイプが多いため、他の自動車が停まってしまって停めることができないこともあります。現在は、必要な人だけが停められるようにパーキングパーミット制度などを取り入れている所もあります。

建物の入り口を示す音による案内

視覚障害者は、施設などの入り口で音が鳴っていると、どこに建物や建物の入り口があるか分かります。イラストでは市民ホールの入り口ですが、他には市役所などもあげられます。



場所がわからず困っているような視覚障害者がいた時は、お手伝いが必要かどうかを聞いてみることもお手伝いのひとつです。お手伝いが必要だといわれたときは、自分でできる範囲内でお手伝いしてみましょう。

音が出たり、時間を延長できる信号機

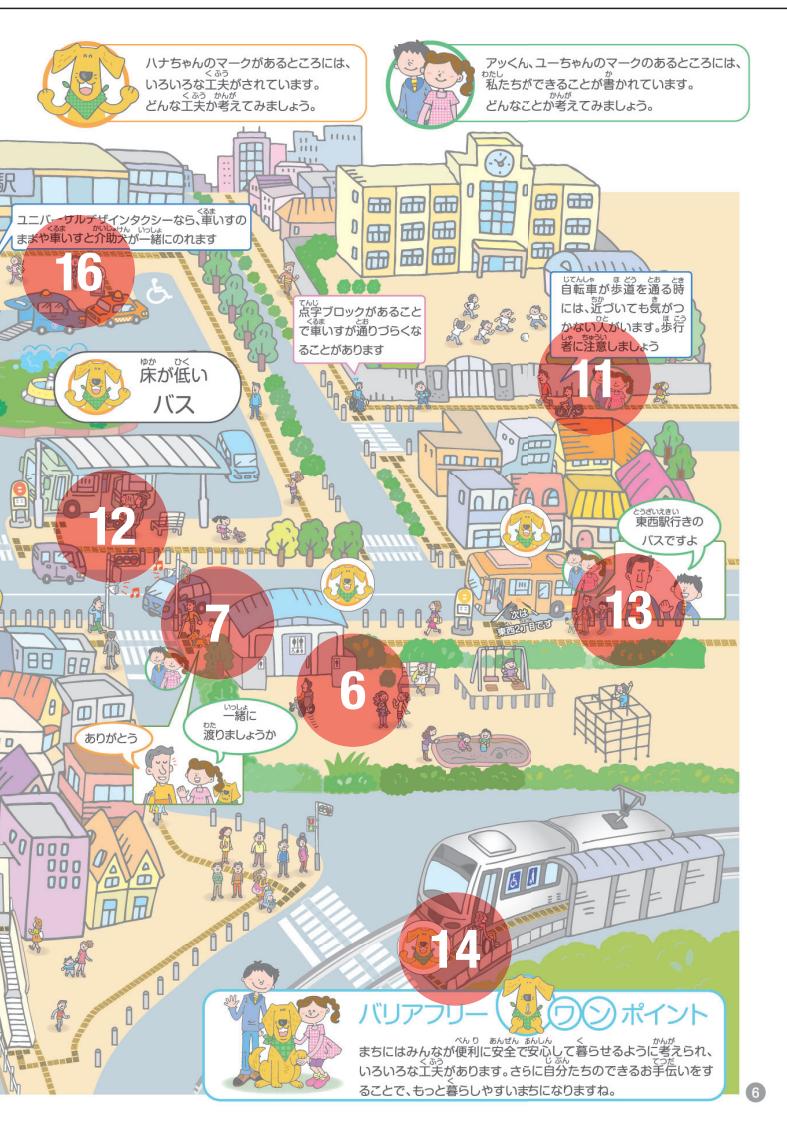
視覚障害者が、信号が青であることを判断するために音が鳴る信号機があります。また、信号機のボタンの場所を知らせるようにボタンの箱から音(カチカチ)が鳴っている時もあります。また、高齢者や杖を使っている人、けがをしている人などが安心してゆっくり渡ることができるよう、青の時間を延長することができる信号機もあります。



視覚障害者や高齢者などが渡る時に、「一緒に渡りましょうか」などお手伝いが必要かどうか聞いてみることもお手伝いのひとつです。

横断歩道を誰もが安全に通行できる 歩道の段差切り下げ

横断歩道で歩道と車道に段差があると、車いす使用者、ベビーカーを使用している人、高齢者等が段差を乗り越えなければならず安全に横断することができません。しかし、視覚障害者にとっては、段差を全くなくしてしまうと歩道と車道の境目が分からなくなってしまうので、通常は2cmの段差とされています。



みんなが使いやすい多機能トイレ

車いす使用者や内部障害者(オストメイト)、ベビーカーを使っている人などは、大きめのトイレや専用の設備があれば便利に利用が可能。内部空間が広く、オストメイト、手すり、ベビーベッドなどさまざまな設備が設置されているトイレが多機能トイレです。また、少し空間が広く、ベビーチェアやベビーベッドなどを備えた簡易型多機能便房というトイレもあります。

横断歩道の横断方向を示すエスコートゾーン

視覚障害者は横断歩道が斜めになっている時、歩道上の点字ブロックだけでは横断の方向を判断することが難しいため安全に横断することができません。エスコートゾーンが歩道上の点字ブロックと連続して敷設されることにより、歩道と車道の境目と横断の方向を確認することができます。

階段を使わずに上り下りできる歩道橋エレベーター

ベビーカーを使っている人や車いす使用者、高齢者、妊娠婦、内部障害者など階段を上り下りすることが困難な人にはエレベーターが必要です。横断歩道橋しかないう横断区間にはエレベーターは必要な設備です。

コミュニケーションをとるために人による対応

9 日本語が分からない外国人や知的障害者、聴覚障害者などは、言葉(日本語)でコミュニケーションをとることが難しいことがあります。その場合、筆談やコミュニケーション支援ボードなどを使いながら、丁寧にゆっくりと対応することが大切です。

見て理解できる案内のためのサイン

10 日本語が分からない外国人にとって、日本語でしか書かれていない案内板やサインの内容は理解できません。ピクトグラムの使用や英語(必要に応じて中国語や韓国語などの多言語)の併記により理解することができます。

音が聞こえないということを理解しよう

11 聴覚障害者は、後ろから自転車のベルや自動車のクラクションを鳴らされても気づくことができません。また、携帯電話や音楽などを聴いている人も後ろから人が来ても気づくことができない場合がありますので、急に止まつたり振り返ったりすると他の人とぶつかってしまう可能性もあります。

床が低いバス(ノンステップバス)

12 バスの床面が低く段差のないノンステップバスの普及により、以前よりもバスと歩道(車道)の段差が小さくなりました。しかし、バスと歩道(車道)には段差と隙間がありますので、スロープがないと車いす使用者がバスに乗車することができません。乗降時はバスの運転手がスロープを出し、乗降を介助することが基本となっています。また、バス停に屋根やベンチがあると、誰もがいつでも快適にバスを待つことができます。バスの詳細については、この教員指導用冊子のP.17も参照してください。

場所や行き先が分かるバス停

13 バス停の場所が点字ブロックで示されていることにより、視覚障害者はバス停を見つけることができます。また、停車しているバスから音声案内(行き先)があると、行き先を確認することができる所以バスを間違えずに乗ることができます。



段差をなくし、路面電車(LRT)に乗降できるスロープ

14 路面電車(LRT)乗り場に段差があると、車いす使用者やベビーカーを使っている人は、利用できない場合や介助が必要になります。段差にスロープをつけることにより、誰もが利用しやすくなります。また、スロープだけでなく、屋根やベンチなどの設置によって快適に待つことができます。路面電車(LRT)については、この教員指導用冊子のP.18を参照してください。

安全に歩行するための視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)

15 視覚障害者は点字ブロックがなければ、歩くときの手がかりがありません。視覚障害者は通常慣れている場所は単独歩行しますが、点字ブロックがあることで目的の場所に確実に安全に行き着くことができます。大切な道しるべなので、ブロックの上に荷物を置いたり、人が立っていたりすると視覚障害者がぶつかり危険です。

車いすのまま乗車できる、ユニバーサルデザインタクシー

16 ユニバーサルデザインタクシーはスロープを使い車いすのまま乗車できます。また、高齢者、ベビーカーを使っている人、妊娠婦、大きな荷物を持っている人など、誰もが利用しやすいタクシー車両です。街中で呼び止めても、予約しても誰もが普普通車一般のタクシーです。

まちにある 工夫を見てみよう。

児童用教材冊子 ▶ P.7・8

まちにある工夫を見てみよう。



A 障害者用駐車場

前ページ: 2

- 公共施設や商業施設などの駐車場には、施設の主要な入り口の近くに障害者用駐車場が設置されています。
- 不特定多数の人が訪れる施設などは障害者用駐車マスの設置義務があり、少なくとも1カ所以上の障害者用駐車場を設ける必要があります。大規模な場合は、総駐車台数に対する設置割合が決められています。
- 車いすからの移乗などを考えて通常より幅を広くする(350cm以上)必要があります。
- 雨でも濡れないように屋根が設置されている駐車場も多くあります。
- 利用者は、都道府県警が発行する「駐車禁止除外指定車証」所持者や障害のある人など、そのスペースを必要とする人が対象で、通常は施設によって使用的ルールが決められています。
- 障害者用駐車場は不正利用されることがあります。本来は必要のない人が、入り口に近いかから、他に空きがないから、という理由で駐車してしまいます。
- 不正利用の対策としてパーキングバーミット(一定の許可条件を前提にICタグで認証したり、ゲートなどを設けて利用を制限する)や、事前に登録車両に利用カードを交付するなどの取り組みが見られます。

B 視覚障害者誘導用ブロック

前ページ: 15

- 街路や駅施設などに敷設されている線状(誘導の意味)と点状(警告、注意喚起の意味)のブロックのことです。サイズは30cm角と40cm角のものが一般的です。
- 点状の警告ブロックは、分岐点、曲がり角、横断歩道の手前、階段の手前、建物の玄関前などに設置されています。
- ブロックのサイズや突起高さ、突起間の距離などの詳細は、2001年のJIS規格(JIS T9251)で定められています。
- 実際にはJIS規格以前に施工されたブロックも多く、小判型の突起や、突起の面積が広いため触知性が劣るものなどが混在しています。
- 一般には全盲の人だけでなく、弱視の人がブロックをたどることもあるため、コントラストが確保しやすい色彩が求められます。具体例としては駅や歩道などで黄色いブロックが多く見られますが、色に関する統一的な規定は現在のところありません。
- ブロックの使われ方は視覚障害者がその上を歩くだけではなく、ブロックの突起に白杖を沿わせて、本人はブロックの横を歩行するなど、さまざまです。ブロックの上や周辺に物を置かないなど、通行を妨げない配慮が必要です。
- ブロックは視覚障害者にとっては歩行の助けになりますが、車いす使用者の中には、凹凸による振動で痛みを感じる場合があるなど、影響を受ける人がいることも指摘されています。

C バス停

前ページ: 12 13

- ノンステップバス(床の高さが30cm以下)の普及に伴い、バスへの乗降性に配慮した停留所の改善が進められています。例えば、バスが正着(せいちやく:まっすぐに横づけすること)しやすい構造とし、バス停付近の歩道の高さを確保(15cm程度)して乗降段差を減らすことがあげられます。
- バス停には屋根やベンチなどがあると利便性が高まりますが、道路空間の制約などもあり、整備は十分ではありません。
- 扉位置に合わせてガードレールの切り欠きを行っています。

- 歩道に視覚障害者誘導用ブロックを敷設したり、停留所のポールから音を出すなど、視覚障害者にもバス停位置が分かるように工夫している例があります。

- 都市部の乗降客数が多い路線では、バスの接近情報を提供する(バスロケーションシステム)など、高機能な停留所もあります。
- バス停付近の路上駐車車両などの影響で正着できずに、バスが停留所から離れて停車することになり、車いすの人や高齢者の乗降に支障をきたす場合があります。
- 歩道の幅が狭く、ノンステップバスからのスロープが十分に展開できないこともあります。

- 路肩しかないためにバス床面との段差が大きくなるケースもあります。

D エスコートゾーン

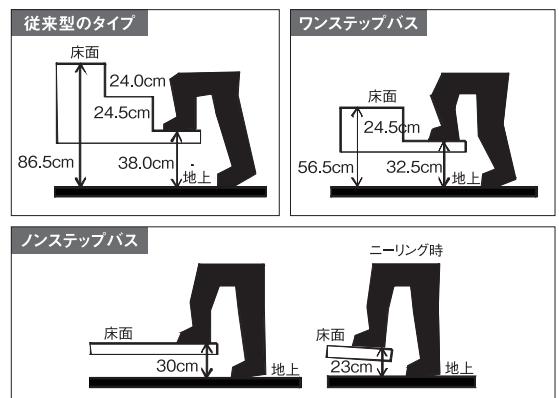
前ページ: 7

- 視覚障害者が横断歩道から外れることなく道路を横断できるように配慮された設備です。横断歩道の中央部に点状の突起によりラインをつけています。
- 道路に斜めに敷かれた横断歩道や直角に交わらない変則的な交差点などでは、対岸の適切な位置に視覚障害者を誘導するために有効です。
- 2006年に警察庁で設置指針が出されました。

E バスのスロープ

前ページ: 12

- ノンステップバス(床の高さが30cm以下)にはスロープ(渡り板)が搭載されており、車いすの乗降に使用されます。ノンステップバスはニーリング(膝を曲げるという意味)機能により車高をさらに下げることができます(25cm程度)。
- スロープは幅80cm以上、長さ1m程度で、電動車いすの重量にも耐えるようになっています(耐荷重は300kg)。
- ノンステップバス以外にもワンステップバス(床の高さが55cm程度)という一段の階段があるバスがあります。ノンステップバス同様にスロープを搭載していますが、板が長くなり角度も急なため、車いすを使用する人からの評価は高くありません。



F 歩道の段差の切り下げ

前ページ: 5

- 通常、歩道は車道より5cm程度高く作られているため、横断歩道部分では歩道の段差を切り下げて、車道と高さをそろえています。
- 横断歩道がある歩車道の境界部分は、車いすなども通過でき、視覚障害者も歩車道境界を認識できるように2cm程度の段差を残す仕上げになっています。
- 自治体ごとに歩車道境界のすりつけ段差を可能な限り小さく(0cm)する工夫も見られます。この場合は視覚障害者に歩車道境界を示す別の方法がとられています。



○は、基準に基づく整備内容、○は、標準的な整備内容で、
△は、望ましい整備内容を示しています。

G 信号機の音による案内など

前ページ: 4

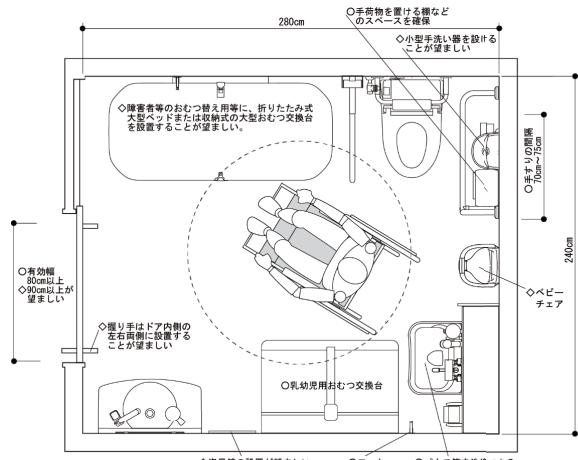
- 視覚障害者が横断歩道を渡るために、信号と連動した音響設備(音響信号機)が設けられています。
- 歩行者用信号が青表示の場合に音楽などが鳴ります。全国に約20,000機が設置されています。
- 盲人用のボタンを押すと歩行者用信号の青時間を延長する機能がついているものもあります。

H 音による案内など

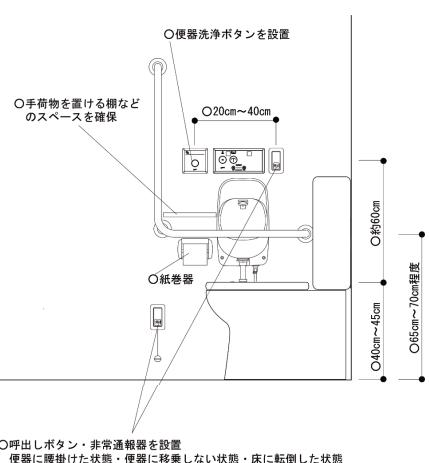
前ページ: 6

- 車いす使用者が優先的に使うトイレですが、さまざまな配慮があるトイレです。
- 車いす使用者の利用を考慮して2m四方程度の大きさが一般的です。
- 手すり、操作機器を複数箇所に配置する、車いすでの使用を想定し、手洗い器の足下を空ける、低い位置からでも確認できるように鏡を斜めに設置するなどの配慮があります。
- おむつ替えの用のスペース(乳児用、大人用)が設けられているものがあります。
- オストメイト(人口肛門、膀胱を使用している人)の人が、尿や便をためるパウチ(携帯型体につける袋)から汚物を捨て、洗浄するためのシンクが備えられているものがあります。
- トイレ内での洗浄ボタンなどの操作機器の位置が不統一なため、視覚障害者の利用に支障を来していました。そこで、側壁の紙巻き器、その上に洗浄ボタン、その後方に緊急時の呼び出しボタンを配置するなどJIS規格(JIS S0026)という規格が定められ、統一化が進められています。

多機能トイレの例(標準的なプラン)*



呼び出しボタン・非常通報器の設置位置*



I 音による案内など

前ページ: 3

- 公共施設などの入り口には、視覚障害者でも分かるように音が鳴っているものがあります。
- 建物の入り口近くに受付カウンターを設けたり、インターホンを設置して支援が必要な人への対応を充実させている例があります。

J 通り道の確保

前ページ: 1

- 放置自転車は道路幅員を狭め、歩行者が通行しにくくなるだけでなく、視覚障害者にとっては衝突の危険性もあり大変危険です。特に自転車利用者については、駐輪場の確保と、駐輪場に停めるような誘導が必要です。
- 路上の看板、のぼり、商品の陳列も通行の妨げになります。

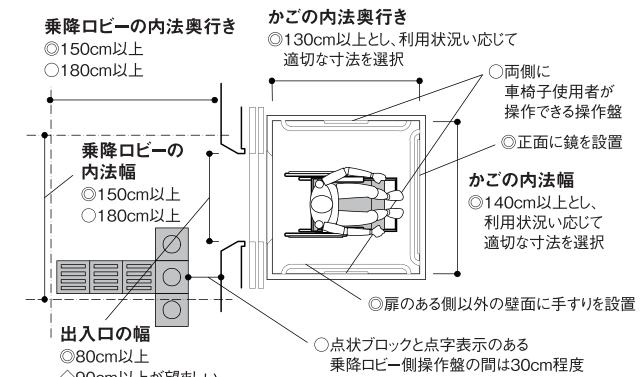
K エレベーター

前ページ: 8

- エレベーターは、階段やエスカレーターの使用が困難な人でも、自力で上下移動するために欠かせない設備です。
- 車いす使用者だけではなく、ベビーカーを使っている人、大きな荷物を持っている人、一時的だけが人、内部障害者など多くの人に利便性があります。
- エレベーター内には車いす使用者が使用しやすいように低い位置にボタンが設けられていたり、降りるときに後退しなければならないことがあるため、後方確認用の鏡が取りつけられたりしています。また、車いすの出入りやかご内の回転を考慮し、最低限の扉の幅(90cm)やかご内の寸法(150cm×150cm:歩道橋などに設置されている場合)も規定されています。
- 視覚障害者の利用にも配慮し、到着階などを音声で案内する、階数ボタンを浮き出し文字にしたり、点字を併記したりする工夫があります。
- シースルー化することで、エレベーターのかごの内外からの視認性を確保し、閉じ込め時の安心感、防犯、聴覚障害者との視覚によるコミュニケーション確保などの工夫があります。
- 聴覚障害者などにもわかりやすくするため階数表示モニターがありますが、緊急時呼び出しボタンを押した場合に、応答したことを知らせたり、係員が向かっている旨を表示するものもあります。
- 二方向貫通型という、乗った扉と反対側の扉が降り口になるものがあります。駅などで広さなどの制約から各階で同じ側に扉を設けられない場合に採用されます。



エレベーターの平面の例*



L ユニバーサルデザインタクシー

前ページ: 16

- 車いすに乗ったままスロープを使い乗車ができます。
- 高齢者、ベビーカーを使っている人、妊娠婦、大きな荷物を持っている人など、誰もが利用しやすいタクシー車両です。
- 一般的なタクシー同様、街中で呼び止めても、予約でも利用できます。

駅に 行ってみよう。

児童用教材冊子>P.9・10

学習のポイント

このページでは、児童に「駅」の中での問題・課題点を発見してもらうことを目的としています。また、児童自身でできるお手伝いを考えることを目的とします。イラストの駅は典型的な鉄道の駅を表現していますので、学校周辺の実際の駅が絵と異なる場合があります。その場合は、自分たちのまちの駅にはない問題・課題点を発見し学習を進めてください。



このイラストの付いた部分は、いろいろな場面で不便を感じることを表しています。どんな人がどんなことを不便に思っているか考えるきっかけにしてください。

問いかけ例

このイラストの中に不便を感じている人がいます。探してみましょう。

不便を感じている人はどんなことにそう感じると思いますか。考えてみましょう。

不便を感じている人の場面で、実際に見たことがあるものはありますか？

不便を感じている人に自分たちにもできるお手伝いがあります。考えてみましょう。

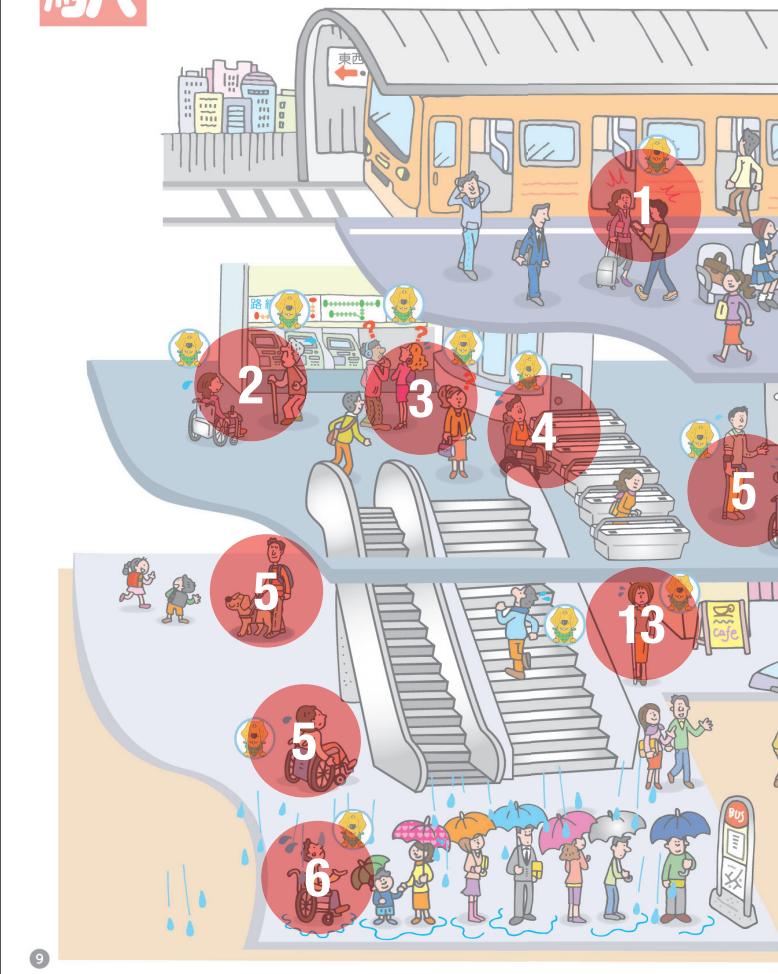
各数字の表示について

安全に歩けません 「問題点」を示しています。

1 通り道の確保 「必要なこと」を示しています。

-
-

駅 に行ってみよう。



気づかないこともあります

1

音が聞こえないということ

- 歩きスマホやイヤホンで聴きながら歩くと、前方不注意になり危険

乗車券が買えません

券売機

- 車いすだと券売機のボタンが遠くて買えない
- タッチパネル式だとどこにボタンがあるのか分からないので買えない
- 運賃がわかりづらいので、乗車券が買えない

状況や場所など、 分からぬことがあります 不安です

3

人による案内

- 事故などがあって電車が遅れても誰に聞けばいいのか分からない
- 言葉でのコミュニケーションができない

改札口が通れません

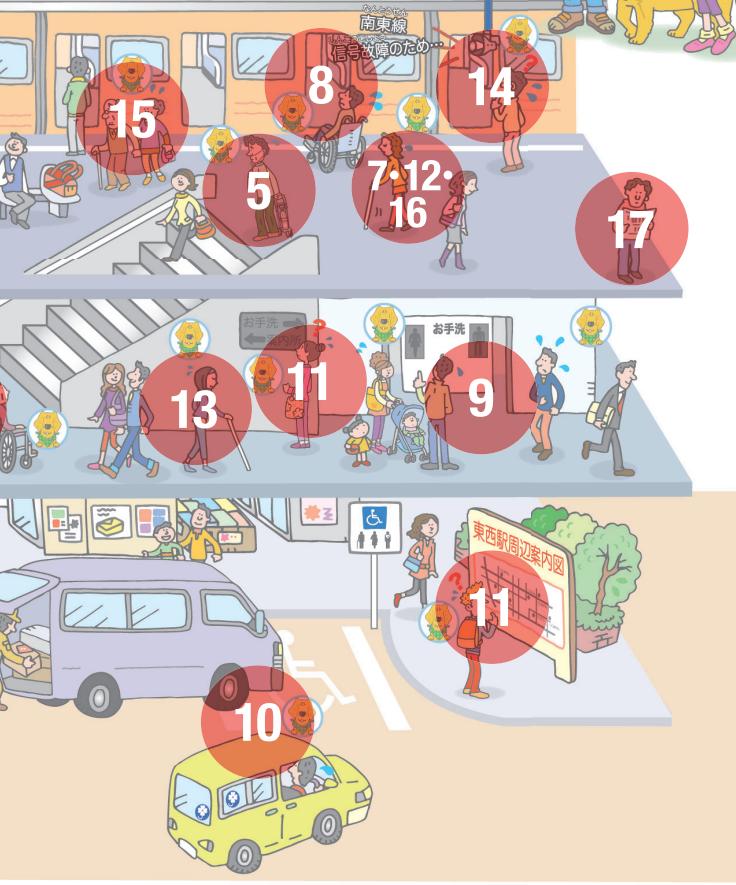
4

幅広な改札口

- 改札機の間が狭くて通れない



駅でも、いろいろな場面で不便を感じている人たちがいます。
どんな人が、どんなことで不便に思っているのかな。
みんなで考えて、話し合ってみよう。



上下移動ができません

5 エレベーター

- 階段だと上下移動ができない
- エスカレーターが使えない

バスを快適に待つことができません

6 快適に待てるバス停

- ベンチや屋根があった方が楽に待つことができる

ホームで安全に歩くことができません

7 ホームドア

- ホームの幅が狭い、電車を待っている人が多いなどにより、安全にホーム上を歩くことができない

車いすで乗り降りすることができません

8 スロープ板

- 電車とホームの間には段差と隙間があるので、車いす電車を乗り降りできない

トイレが使えません

9 多機能トイレ

- 狭くて入れない、使えない
- おむつ替えなどに必要な設備がない

車を停めたい時に停められません

障害者用駐車場

- 駅入口近くに車を停め、移動する距離を短くしたい
- 通常の駐車場の幅だと乗り降りできない時もあるので、広めの駐車場に停めたい

何が書いてあるのか分かりません

11 案内のためのサイン

- 案内図やサインが、日本語や漢字だけでは分からない
- 文字の色と背景の色が似ていて、書いてある情報が見えづらい

どこに何があるか分かりません

12 音による案内

- 階段や改札口などがどこにあるか分からず

安全に歩くことができません、またはむずかしいです

13 視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)

- どこを歩けば安全なのか分からず

内容が分かりません

14 行き先表示板

- 音声だけの放送では内容を理解できない

快適に待つことができません

15 待合室

- 雨の日でも電車を座って待ちたい

階段を上り下りできません

16 安全な階段

- 階段の段差がよく見えないのでこわい
- どこにつながる階段なのか分からず

離れた場所にいると何があったか分かりません

17 情報表示

- 音声でしか情報が流れていないと緊急時にも何があったのか分からず

駅の工夫と 私たちにできること。

兒童用教材冊子 ▶ P. 11・12

学習のポイント

このページでは、児童に前ページで発見した「駅」の中での問題・課題点に対するバリアフリー化した解決策を発見してもらうことを目的としています。解決策の詳しい説明はこの教員指導用冊子のP.15・16にあります。また、児童が前ページで発見した児童自身でできるお手伝いの他にどんなお手伝いがあるかを知ってもらうことを目的とします。イラストの駅は典型的な鉄道の駅を表現していますので、学校周辺の実際の駅が絵と異なっている場合があります。その場合は、自分たちのまちの駅にはない問題・課題点に対する解決策を発見し学習してもらうことも目的とします。



このイラストの付いた部分は、児童が前ページで発見したいいろいろな不便を感じている場面に工夫されたことを表しています。どんな工夫か考えるきっかけにしてください

問い合わせ例

さっき不便を感じていた人たちは、どのように変わっていますか。

それぞれの工夫はどんな工夫ですか？
考えてみましょう。

実際に見たことがあるものはありますか？

不便を感じている人のお手伝いをしたことがありますか？



このイラストの付いた部分は、児童が前ページで発見した自分でできるお手伝いの他に、どんなお手伝いができるのかを紹介しています。

音が聞こえないということを理解しよう

1 聴覚障害者は、後ろから声をかけられても気づくことができません。また、駅のホームでスマートフォンを使いながら歩いていたり、音楽などを聴いている人も後ろから人が来ても気づくことができない場合がありますので、急に止まったり振り返ったりすると他の人とぶつかってしまう可能性もあります。

音声が出たり、低く設置された券売機

車いすが券売機に近づくことができるように入込み(彫り込み)がないと、ボタンやタッチパネルに届かず券売機を利用できません。また、タッチパネルの角度によっては天井の照明の写り込み、画面が見にくこともあります。また、視覚障害者はタッチパネル式の券売機の場合、音声による案内や点字表示、テンキー操作ができなければ利用することができません。ボタン式の券売機の場合も、点字表示が必要となります。



料金の投入口やボタンが届かず困っている人がいたとき、お手伝いが必要かどうか確認し、できる範囲でお手伝いしてみましょう。

えき く ふう わたし 駅の工夫と私たちにできること。



コミュニケーションをとるための人による対応

何か分からぬことがあります。日本語の分からない外国人、知的障害者や聴覚障害者などは、言葉でのコミュニケーションが難しいことがあります。その場合、筆談（筆談器）やコミュニケーション支援ボードなどを使いながら、丁寧にゆっくりと対応することが大切です。また、駅によっては案内専門の係員が券売機や案内所などの前に配置されていることもあります。

幅が広くなつて通りやすい改札口

4 車いす使用者や大きな荷物を持っている人などは、通常の改札機の幅では通れない場合もあります。駅員がいる所など鉄道会社によって異なりますが、通常より広めの改札機が1カ所以上設置されています。また、幅はそのままでも大きな荷物を外側に通すことができる改札機が設置されている駅もあります。

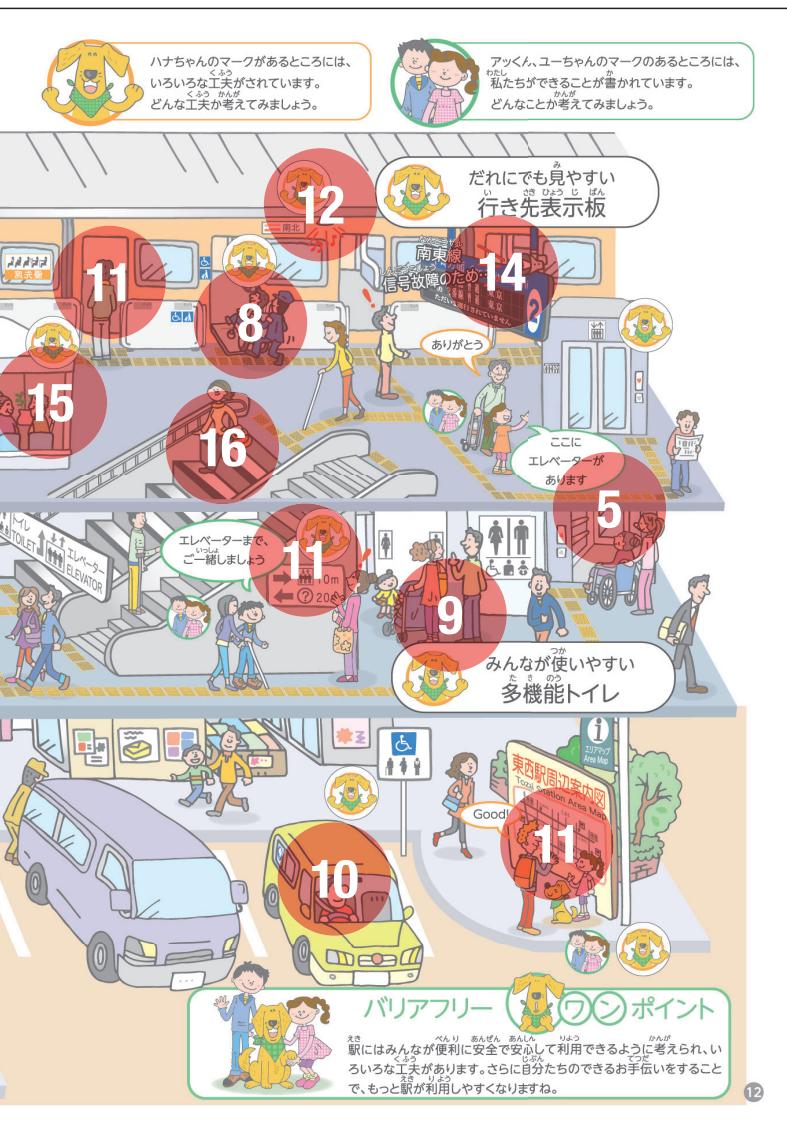
階段を使わず上り下りできるエレベーター

ベビーカーを使っている人や車いす使用者、高齢者、妊娠婦、内部障害者など階段を上り下りすることが困難な人にとってはエレベーターは必要な設備です。以前は、場所の制約等により駅の端っこなど利用しにくい場所に設置されていることも多かったのですが、現在は変わりつつあります。

エレベーターを利用しようとしている人がいるときに、早めにボタンを押しておくこともお手伝いのひとつです。一緒に乗っているとき、ボタンの近くにいたらみんなが降りるまで「開」ボタンを押して、みんなが降りるまで待ちましょう。また、だれかがボタンを押しておいてくれていたら「ありがとうございます」といって乗り降りしましょう。

快適に待つことができるバス停

6 バス停に屋根やベンチがあると、誰もがいつでも快適にバスを待つことができます。雨が降っている時、たくさん的人が並んでいて屋根がないところに並ばなければいけない時は、傘を自分でさすことができない人がいた場合、傘をさしかけることもお手伝いのひとつです。



電車のドアと連動するホームドア

7 視覚障害者だけでなく、誰もが安心してホームを通行できるように、ホームの端に電車のドアと連動して開閉する自動ドアがついています。高さ120cmぐらいのものを可動式ホーム柵、高さ300cmぐらいのものをホームドアといいます。転落する心配がないため、ホームぎりぎりまで有効利用することができます。

車いすで安全に乗降するためのスロープ板

8 電車とホームの間に段差や隙間がある場合は、車いす使用者は乗降することができません。通常は駅係員がスロープ板を持ってきて乗降を介助します。また、段差や隙間もほとんどないホームもあり、車いすがそのまま乗降できる駅もあります。その他、ホームから可動ステップが出てくることで隙間を軽減させ、ホーム自体を盛り上げていて段差を軽減させていることもあります。電車の詳細については、この教員指導用冊子のP.18を参照してください。

みんなが使いやすい多機能トイレ

9 車いす使用者や内部障害者（オストメイト）、ベビーカーを使っている人などは、大きめのトイレや専用の設備がなければ利用することができません。内部空間が広く、オストメイト、手すり、ベビーベッドなどさまざまな設備が設置されているトイレを多機能トイレといいます。また、少し大きめの車いすやベビーチェアやベビーベッドなどを備えつけている簡易多機能便所というトイレもあります。

幅が広く、入り口の近くにある障害者用駐車場

10 駅の入り口近くにある車いす使用者、妊産婦、ベビーカーを使っている人、高齢者、内部障害者などが優先的に利用できる少し広めの駐車場です。マークがつけられているだけのタイプが多いため、他の自動車が停まっていたり、荷捌きの車が停まっていて停めることができないこともあります。

見て理解できる案内のためのサイン

11 日本語が分からない外国人にとって、日本語や漢字でしか書かれていない案内板やサインの内容は理解することができません。ピクトグラムの使用や英語（必要に応じて中国語や韓国語などの多言語）の併記により理解することができます。また、背景色と文字色が似かよっていると弱視の人や高齢者など、見えにくい人がいます。白と黒など明度差が大きい色を使用し、さらに図記号（ピクトグラム）を組み合わせることにより、だれにでも見やすい案内板になります。

駅構内の施設の場所を示す音による案内

12 視覚障害者が駅構内の5つの施設が確認できるように音による案内が設置されています。ホームで電車から降りた時に階段の位置を確認できるよう、鳥の鳴き声が流れています。同様に、改札口や地下鉄の地上出入口ではピ・ボーン、トイレの前では音声案内（「右が男子トイレ、左が女子トイレです」等）、エスカレーターの乗り降り口では音声案内（「改札口上りエスカレーターです」等）が流れています。駅によっては、エレベーターや精算所などを音声で案内していることもあります。

安全に歩行するための視覚障害者誘導用ブロック

13 視覚障害者は点字ブロックがなければ、どこに何があるか分かりません。視覚障害者は通常慣れている場所は単独歩行しますが、点字ブロックがあることで目的の場所に確実に安全に行き着くことができます。大切な道のりでの、ブロックの上に荷物を置いたり、立っていたりすると視覚障害者がぶつかり危険です。

だれにでも見やすい行き先表示板

14 音声のみで案内されていることが文字で表示されていると、聴覚障害者だけでなく、だれもが内容を把握しやすくなります。また、事故など非常時の情報もわからないことがありますので、音声で案内していることは文字でも表示する必要があります。ただし、文字情報が音声での案内と同じように新しい情報でないことがあります。

ベンチや空調のついた待合室

15 空調が効いている待合室がホーム上に設置されていると、高齢者やけがをしている人、妊産婦、内部障害者などが快適に電車を待つことができます。また、車いす用スペースも設置されています。

段鼻がわかりやすく、2段手すりのついた階段

16 階段の踏面と段鼻（段の端）が同色の場合、弱視（ロービジョン）の人は段を確認できないため危険です。段鼻に一定の色を加えることによって安全性を保つことができます。また、手すりは2段手すりにすることにより、つかまりやすい手すり自分で選ぶことができます。また、点字で行き先情報が表示されることにより、視覚障害者は階段の行き先を事前に確認することができます。

最新情報が表示される情報表示

17 事故など非常時に駅の改札口で音声のみで放送が流れているだけでは、聴覚障害者などは情報を得ることができません。文字による情報が必要であり、紙やボード等にかかれた看板を改札口前に張り出すなどの対応が必要です。現在は液晶画面などを用いて路線図上で最新の事故情報を表示できる駅もあります。

駅にある
工夫を見てみよう。

兒童用教材冊子▶P. 13・14



A バス停

- ノンステップバス(床の高さが30cm以下)の普及に伴い、バスへの乗降性に配慮した停留所の改善が進められています。例えば、バスが正着(せいちやく:まっすぐに横付けすること)しやすい構造とし、バス停付近の歩道の高さを確保(15cm程度)して乗降段差を減らすことが挙げられます。
- バス停には屋根やベンチなどが設けられているところがあります。
- 歩道に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、停留所のポールから音を出すなど、視覚障害者にもバス停位置が分かるように工夫している例があります。
- 複数のバス路線がある駅ではバス乗り場の案内板や案内所が設けられている場合があります。

B エスカレーター

- 多くの人を一度に運ぶことができます。
 - エスカレーターの行き先が音声で案内されています。例えば「4番線東京方面ホーム行き、上りエスカレーターです」。
 - 手すりに模様をつけてエスカレーターが動いている方向が弱視の人にも分かりやすく工夫されている例があります。
 - 誤って逆方向に進入した場合に、安全のためブザーなどの警告音がなるものがあります。また、進入可否の表示をわかりやすく示しているものがあります。
 - 利用者が少ない時には停止して節電するものがあります。
 - ステップには黄色い線で安全な立ち位置が示されています。
 - エスカレーターは歩いたりせず、手すりにつかまって利用するのが原則です。
 - 3段のステップが平らになり車いすの人でも昇降できるタイプのエスカレーターがありますが、操作に時間がかかる事、高い位置で利用者が恐怖心を感じる場合があること、他の利用者がいったん使用できなくなることなどから評判は良くありません。

C 階段

- 階段の踏み面(ふみづら:奥行き部分)、蹴上(けあげ:高さ)はそれぞれ30cm以上、16cm以下と決められており、滑りにくい素材を使うなど安全に昇降できるように配慮されています。
- 段鼻(だんばな:段の角の部分)には視認しやすいように、周囲と明度などの差のある色を付けて目立つようにしています。
- 階段付近の明るさも確保するように配慮されています。
- 手すりを設けますが、お年寄りや身長の低い方にも使えるように、上下2段の手すりが導入されている例が多くあります。手すりの開始部分には視覚障害者用の点字の案内があり、階段の行き先などが表示されています。
- 手すりの始終端部は巻き込むような構造にして、端部が突出して洋服や荷物に引っかかったりしないように工夫されています。
- 概ね300cmの高さごとに踊場が設けられています。
- 階段の始まりと終わりには視覚障害者のために、警告用の点状ブロックが敷設されています。

★1日の乗降客が3,000人以上の駅では段差解消のバリアフリー化の義務があります。
★2018年度末の国内の対象駅数は3,588駅で、そのうち3,243駅(約90%)が
バリアフリー化されています。

※移動等円滑化の実績は国土交通省のウェブサイトで確認することができます。
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

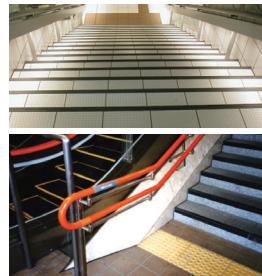
国土交通省ウェブサイト



蹴上げ踏面の例*

踏面
○20mm程度以上

蹴上げ ○30cm程度以上
○12 程度



D 障害者用駐車場

前ページ: **10**

- 駅前の駐車スペースは長時間駐車する場所ではないので、正確には乗降場といいますが、障害者用駐車場と同じく350cm以上の幅が必要とされています。
- また最近自家用車としての利用も増えている福祉車両（後部にリフトなどが付いた車

E 室内のためのサイン

前ページ 11

- 誰が見ても分かりやすく、理解しやすいよう案内サインが工夫されています。
 - 色や文字のサイズ、フォントなども見やすいものが研究されており、常に進化しています。
 - 代表的なトイレや案内所のマークは、標準案内用図記号(ピクトグラム)としてJIS Z8210という規格で164項目の統一的なデザインが定められている中の一例です。
 - 日本語が理解できない人に配慮し、多言語による案内表示が増えています。日本語の他に英語、中国語、韓国語の4ヵ国語併記の表示も増えています。また地域により必要な言語が選択されている場合もあります(ポルトガル語など)。
 - 路線図や周辺案内図などの地図は色分けや凡例を分かりやすくするために、色覚異常の利用者に配慮した配色がなされています。
 - 他にも地下鉄入り口でのエレベーターの位置案内、駅名に番号を併記するなどさまざまな工夫が取り入れられてきています。

F エレベーター

前ページ: 5

- エレベーターは、階段やエスカレーターの使用が困難な人でも、自力で上下移動するために欠かせない設備です。
 - 車いす使用者だけではなく、ベビーカーを使っている人、大きな荷物を持っている人、一時的なけが人、妊産婦、内部障害のある人など多くの人にメリットがあります。
 - エレベーター内には車いす使用者の人が使用しやすいように低い位置にボタンが設けられます。降りる時に後退しなければならないことがあるため、後方確認用の鏡が取り付けられています。また、車いすの出入りやかご内の回転を考慮し、最低限の扉の幅(80cm)やかご内の寸法(140cm×135cm:旅客施設に設置されている場合)も規定されています。
 - 扉のある側以外の壁面には手すりが設置されています。
 - 視覚障害者の利用にも配慮し、到着階などを音声で案内したり、階数ボタンを浮き出し文字にしたり、点字を併記する工夫があります。
 - シースル化により、エレベーターのかごの内外からの視認性を確保し、万が一閉じ込められた時の安心感、防犯、聴覚障害者との視覚によるコミュニケーション確保などが可能になります。
 - 聴覚障害者などにも分かりやすくするため階数表示モニターがありますが、緊急時呼び出しボタンを押した場合に、応答したことを知らせたり、係員が向かっている旨を表示するものもあります。
 - 二方向貫通型という、乗った扉と反対側の扉が降り口になるものがあります。駅などで広さなどの制約から各階で同じ側に扉を設けられない場合に採用されます。

G 人による対応

前ページ: **3**

- 鉄道では最近、通常の駅員の他に、案内サービス専門の職員を券売機付近に配置している例があります。
 - 案内表示や放送だけは全ての利用者の問い合わせ等に対応することはできないため、人による対応が必要になります。

○は、基準に基づく整備内容、○は、標準的な整備内容で、
△は、望ましい整備内容を示しています。

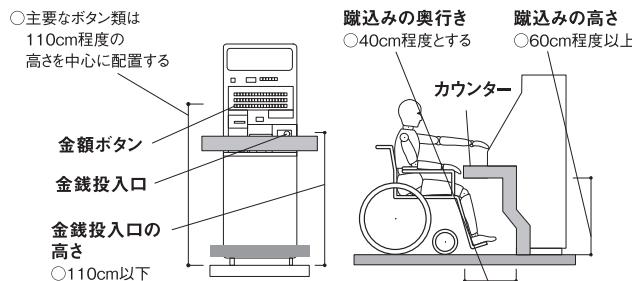
- 有人改札や案内所では、筆談での対応のほか、コミュニケーション支援ボードといって、絵記号を指でさす事により会話の手助けをする道具を使った対応などが見られます。
- 駅の係員がすぐに見つからない場合や無人の改札口もあるため、インターホン等の設置が進められています。
- 利用者も困っている人に気がついたら声をかけてみることが大切です。

H 券売機

前ページ: 2

- 券売機の下に空間(蹴込み:けこみ)をつくり、車いす使用者でも接近して操作しやすくなっています。
- 金銭投入口や主要な操作ボタンの高さは概ね110cm程度に配置されています。
- 音声ガイドにより、視覚障害者でもテンキーによる数字の入力でキップを購入することができます。一般的にはテンキーのアストリスクボタンを押すと音声案内が開始されます。
- 画面表示や音声が英語になる機種もあります。
- 券売機の横に点字の運賃表が設けられています。また主要なボタンにも点字表示が併記されています。

券売機の例*



I 情報表示

前ページ: 17

- 液晶ディスプレイなどにより改札口付近で、平常時および非常時の列車の運行情報などを表示します。改札に入る前に情報が分かる配慮がされて、他社線の情報も表示されます。
- 改札の中にも同様のディスプレイが設置されています。
- LEDによる可変式文字情報の表示装置も広く普及しています。
- 色覚障害者にも見やすい配色の配慮がなされています。

J 音による案内

前ページ: 12

- 駅では視覚障害者の移動を助けるため、異なる音による案内が決められて実施されています。
- 改札口付近では「ピン・ポーン」という音が流れています。
- トイレ付近ではトイレの入り口を示す音が流れしており、男性・女性トイレの区別など音声で説明しているところもあります。
- エスカレーターの入り口ではエスカレーターの行き先案内の音声が流れています。
- 他にも駅構内やホーム上では電車の運行情報や接近案内などの音による案内があります。

K 幅広な改札口

前ページ: 4

- 車いす使用者でも通過できるように90cm以上の拡幅改札口を設置することとされています。
- 有人改札口には視覚障害者誘導用プロックを敷設します。



L 多機能トイレ

前ページ: 9

- 車いす使用者に限らず、より多くの人が使えるように配慮されたトイレです。
- 車いす使用者の利用を考慮して200cm四方程度の大きさが一般的です。
- 手すりの設置、操作機器を複数箇所に配置する、車いすでの使用を想定し、手洗い器の足下に空間を設け、低い位置からでも確認できるように鏡を斜めに設置するなどの配慮があります。
- おむつ替えの用のスペース(乳児用、大人用)が設けられているものがあります。

- オストメイト(人口肛門、膀胱を使用している人)の人が、尿や便をためるパウチ(携帯型で体につける袋)から汚物を捨て、洗浄するためのシンクが備えられているものがあります。
- 便房内での水洗弁などの操作機器の位置が不統一なため、視覚障害者の利用に支障を来していました。そこで、側壁の紙巻き器、その上に水洗弁、その後方に緊急通報ボタンを配置するなどJIS S0026という規格が定められ、統一化が進められています。



M 電車のドアと連動するホームドア

前ページ: 7

- ホームドアは利用者のホームから線路への転落を防止します。また電車両との接触も防止します。
- 視覚障害者が安心してホーム上を移動できるとともに、醉客の転落事故もなくなり列車の定期運行にも寄与しています。
- ホームドアの開口部の脇には点字の案内に号車番号、ドア番号などが記載されています。
- 天井までドアのあるホームドアの場合は、地下鉄では空調効果が高まります。



N 点字ブロック

前ページ: 13

- 旅客施設の主要な経路(移動円滑化経路)に敷設されている線状(誘導の意味)と点状(警告、注意喚起の意味)のブロックのことです。サイズは30cm角と40cm角のものが一般的です。
- ブロックのサイズや突起高さ、突起間の距離などの詳細は、2001年のJIS規格(JIS T9251)で定められています。
- 駅では改札、コンコース、階段、エレベーターを経てホームに至る経路に敷設されています。ホームでは転落防止の目的でホーム端に点状の警告ブロックが連続して敷設されています。
- 新しい駅ではホーム端の警告ブロックに、内方線(ないほうせん)という直線を付加したブロックが使われています。内方線は線路と反対の側、すなわち内側(安全側)に付することで、視覚障害者がブロックの内外を誤認して線路側に転落することがないようにするものです。
- エスカレーターは、視覚障害者の誤進入の危険があるとされ、現在は誘導ブロックは敷設されていません。始終端部に警告ブロックのみ敷設され、音声案内で補完しています。
- 案内窓口やトイレ、休憩所にも敷設されています。
- 一般には全盲の人だけでなく、弱視の人がブロックをたどることもあるため、コントラストが確保しやすい色彩が求められます。駅では黄色いブロックが多く見られます。
- ブロックの使われ方は視覚障害者がその上を歩くだけではなく、ブロックの突起に白杖を沿わせて、本人はブロックの横を歩行するなど、さまざまです。ブロックの上や周辺に物を置くなど、通行を妨げない配慮が必要です。
- ブロックは視覚障害者にとっては歩行の助けになりますが、車いす使用者の中には、凹凸による振動で痛みを感じる場合があるなど、影響を受ける人がいることも指摘されています。

O 待合室

前ページ: 15

- ホーム上で寒さや暑さをしのげる設備です。室内にも車いす用のスペースが設けられています。

P スロープ板

前ページ: 8

- ホームと列車車両の段差を解消し、車いすでの乗降を助けるものです。
- 折りたたみ式のスロープを駅員が持参して、乗降の際に展開します。
- ホームが直線の駅では、列車とホームの段差と隙間が極力少なくなるように配慮された路線もあり(例えば福岡市営地下鉄七隈線)、車いすの方が自力で乗降できます。

Q 行き先表示板

前ページ: 14

- ホーム上などにあるLEDによる文字情報表示装置が一般的です。列車種別、停車駅、発車時刻などの表示の他、電車接近情報、異常時の運行情報などを表示するものもあります。
- 色覚障害者にも見やすい配色の配慮がなされています。

その他 視覚障害者が触って分かる触知案内図が設置されています。改札口付近には駅構内図が設置されています。またトイレの前にはトイレ内の配置図が設置されています。駅構内図については、汚れている、設置場所が分かりにくい、時間が無い、触って構内全体を把握できないなどの理由により、あまり使用されていないという指摘もあります。

乗り物には こんな工夫が あるんだよ。

児童用教材冊子>P.15~18

乗り物にはこんな工夫があるんだよ。

A バス

B ユニバーサルデザインタクシー

A バス

- 誰もが乗り降りしやすいように、ノンステップバス(床の高さが30cm以下)が普及しています。ノンステップバスにはスロープ(渡り板)が搭載されており、車いすの乗降に使用されます。(全国平均の普及率は約58.8%:2018年度末)
- ノンステップバスはニーリング(膝を曲げるという意味)機構により車高をさらに下げることができます(25cm程度)。
- スロープは幅80cm以上、長さ100cm程度で、電動車いすの重量にも耐えるようになっています(耐荷重は300kg)。
- ノンステップバス以外にもワンステップバス(床の高さが55cm程度)という一段の階段があるバスがあります。ノンステップバス同様にスロープを搭載していますが、板が長くなり角度も急なため車いすを使用する人からの評価は高くありません。
- ノンステップバスには外から見て分かるようにノンステップバスの表示があり、車いすマークが表示されています。
- 車両の前部、横、後部には行き先や経由地などの表示があります。最近はLED化され夜間でもはっきり見えるものが増えてきました。
- 小型のノンステップバスもあります。
- 現在のノンステップバスは後ろのほうには段差が残されています。このため、階段部分には注意喚起の目立つ表示があります。
- 車内の手すりはオレンジ系の色で弱視や視力が低下した高齢者でも見やすく、太さもつかまりやすい太さの規定があります。またつかまって歩けるように十分な数の配置も決められています。
- 降車合図のボタンはどの位置にいても押せるように配慮されています。立ち席では140cm程度の高さに取り付けられ身長の低い人にも配慮されています。
- 座席の高さは立ち座りしやすいように40~43cmと決められています。
- 座席、床面、手すりの視認性を高めるため、車内色彩にもコントラストが取れるよう配慮されています。
- 乗務員が障害者や高齢者の理解をすることが重要なため乗務員の接遇介助教育に取り組む動きも見られます。



運賃箱、表示器等

- 運賃箱は現金のほか、ICカードも使用できるようになっています。
- 運賃後払い方式では、運賃がはっきりと確認できることが必要です。前方の見やすい位置に運賃表示器が取り付けられています。最近では液晶ディスプレイにより、鮮明な運賃表示と次停留所案内を表示できるものがあります。
- 東京都内など一部の地域では前払いの均一運賃の導入でより分かりやすくなっています。
- 次停留所などの案内は音声と文字で行われます。またローマ字による表記も一般的になってきています。



車内車いすスペース

- 車内には幅75cm以上、長さ130cm以上の車いすのスペースがあります。二人分の座席を折りたたんで車いすスペースを確保します。都市部の大型バスではこのスペースが二人分用意されています。
- 車いすは乗車したら床面にベルトで固定し、走行中の揺れで動いたり転倒したりしないようにします。



その他

- 座席が必要な人が座るため優先席が設けられています。
- ベビーカーも2台までなら折りたたまずに乗車できるバス会社が増えてきました。座席横に進行方向後ろ向きに乗車してバンドで固定します。混雑時や車いす使用者が乗車している時は折りたたむ場合があります。



ベビーカー
固定用ベルト

B ユニバーサルデザインタクシー

- 車いすのまま乗車できる車両です。
- 視覚障害者のためにドア部に点字で車両番号を表示したり、運賃を音声で読み上げるメーターを採用するなどの工夫も見られます。
- 乗務員が障害者や高齢者の理解をすることが重要なため、乗務員の接遇介助教育に取り組む動きも見られます。
- 海外ではロンドンタクシーなど、以前から車いすのまま乗車できる車両が普及している都市も多くあります。
- 他に、車いす対応のミニバン、軽自動車タイプの福祉車両もあります。





C 電車

- 車内には優先席が設けられています。(横浜市交通局のように全てが優先席という考え方を示している事業者もあります)
- 車いすのスペースが設けられています。ここには、ベビーカーを使っている人も、たまらず置いておけるようにベビーカーマークがついています。鉄道会社により、車いすスペースが前寄り、後ろ寄りの一部車両にある場合と、全車両に設けられているものがあります。
- 車内では音声による案内放送の他にも、LEDや液晶ディスプレイなどで停車駅、運行情報、ニュースなどが表示されています。
- ドアが開くと連動してチャイムが鳴り、ドア上のランプが点滅するものもあり、視覚と聴覚でドアの開閉を知ることができます。
- ドア部分には号車とドア番号を示す点字表示があります。触りやすい高さの範囲が定められています。
- つり革は身長の低い人でも使用できるように、通常より低いものが導入されています。
- 座席には立ち座りがしやすいように手すりが設けられています。
- 一部で導入されている女性専用車両には障害者との付き添いの人も乗車することができます。



D 路面電車・LRT

- 低床車両が導入され、停留所からの乗降がしやすいうように配慮されています。床の高さは40cm以下が低床とされています。
- かさ上げされた停留所からは車いすやベビーカーでも渡し板を使用せず乗降できます。
- 車内には優先席や車いすのスペースが設けられています。
- 車内では音声による案内放送の他にも、LEDや液晶ディスプレイなどで停車駅、運行情報、ニュースなどが表示されています。
- 座席には立ち座りがしやすいように手すりが設けられています。
- 車両デザインも斬新なものが取り入れられ、街の景観にも一役買っています。



E 空港・飛行機

- 空港は広いため何よりも分かりやすい案内と空間構成が必要です。移動経路も一目で階段、エスカレーター、エレベーターが分かり経路を選択しやすくなる工夫がなされています。
- 待合いロビーには優先席が設置されています。
- 高齢者など空港内の長距離移動が困難な人には電動カートで迎送するサービスもあります。
- 車いす使用者がセキュリティチェックを通る際に、探知機に反応しない竹製や樹脂製の車いすも登場しました。
- これまで継ぎ目ごとに段差があることが一般的でしたが、現在では航空機への渡り廊下であるボーディングブリッジは段差を無くて、車いすやカートを使用していても円滑に通行できます。
- 多機能トイレはもちろんですが、通常の便所も広いものを設置し、カートを持った人や障害のある人でも利用しやすく配慮しています。また、弱視の人や色覚異常の利用者でも、便所の空き状況が一目で分かるように使用していない便所の扉は開放し、使用中の扉と異なる色を使い視認性を高める工夫もあります。
- 人による案内サービスを充実させています。インフォメーションカウンターでは外国語の対応はもちろんですが、手話による対応、筆談による対応、コミュニケーション支援ボードによる対応が可能です。また、補聴器使用者の聞こえを良くする磁気ループの設置も見られます。(磁気ループは一定の範囲に入り、補聴器のモードを切り替えると、相手がマイクで話した音声がノイズを拾わずに鮮明に聴くことができる設備です。映画館などでも一部で取り入れられています。)
- 補助犬用のトイレも用意されています(羽田空港国際線ターミナル等)。
- 特に中部国際空港、羽田空港国際線ターミナル、新千歳空港など新たに作られた空港にはさまざまな工夫が見られます。
- 航空機の内部は車いすを使用している人でも座席に移乗できるように、座席肘掛けが持ち上るますが用意されています。座席数が30以上ある航空機では通路に面する客席の半数以上を可動肘掛けとしなければなりません。
- 航空機内は通路が狭いので、車いす使用者は、通常はアイルチェアという通路用の幅の狭い車いすに乗り換えます。
- 大きな航空機(通路が2つ以上ある)には車いすでも使用できるトイレを設ける必要があります。



F 船

- 船は干満の差から桟橋との高低差が生じたり、水密(すいみつ)のために出入り口部分に段差が生じるなどバリアフリー化の課題があります。そのため干満差に対応できる上下船装置や入り口の段差を解消するバリアフリータラップなどが導入されています。
- 船内では車いすのためのスペースや肘掛けの上がる座席、運行情報表示装置などが設置されています。
- 車いすに対応したトイレや大きな船では船内にエレベーターが設置されています。
- 視覚障害者には船内の触知図の整備が進められています。

さまざまな人がいて
不便に感じていることも
いろいろです。

児童用教材冊子 P. 19・20

学習のポイント

このページでは、児童が「見る」「動く」「聞く」「伝える」ことなどの観点から「不便に思っている人」がどのような人なのかを知り、どうしてそう感じているのかを学ぶことを目的としています。またその不便さを解消するために、さまざまな決まりや法律が整備されていることも学習します。

問いかけ例

イラストの人たちはどんな人たちだと思
いますか。

今まで見てきた、不便に感じている人
とはどんな人たちなのでしょうか。

ことばの解説で掲載している以外にど
んなことばがあるか考えてみましょう。

動くこと

移動するのに何らかの不自由がある人

- 病気やけがなどにより歩くことに不自由がある人がいます。
- 車いす、杖等を使用している人が多くいます。介助犬と一緒にいる人もいます。
- ベビーカーを使っている人や、妊娠中のお母さんもいます。
- 大きな荷物を持った人もいます。

見ること

見え方に何らかの不自由がある人

- まったく見えない人（全盲）と少しだけ見える人（弱視）がいます。
- 白杖（見え方に何らかの不自由がある人が歩くときに使う白い杖）を使っている人や、盲導犬と一緒にいる人もいます。
- 色の違いを判断することが難しい人もいます。

聞くこと

聞こえ方に何らかの不自由がある人

- 聞こえない、聞こえにくいため、会話することが難しい人がいます。聴導犬と一緒にいる人もいます。
- 言葉を発することが難しいため、会話することが難しい人がいます。

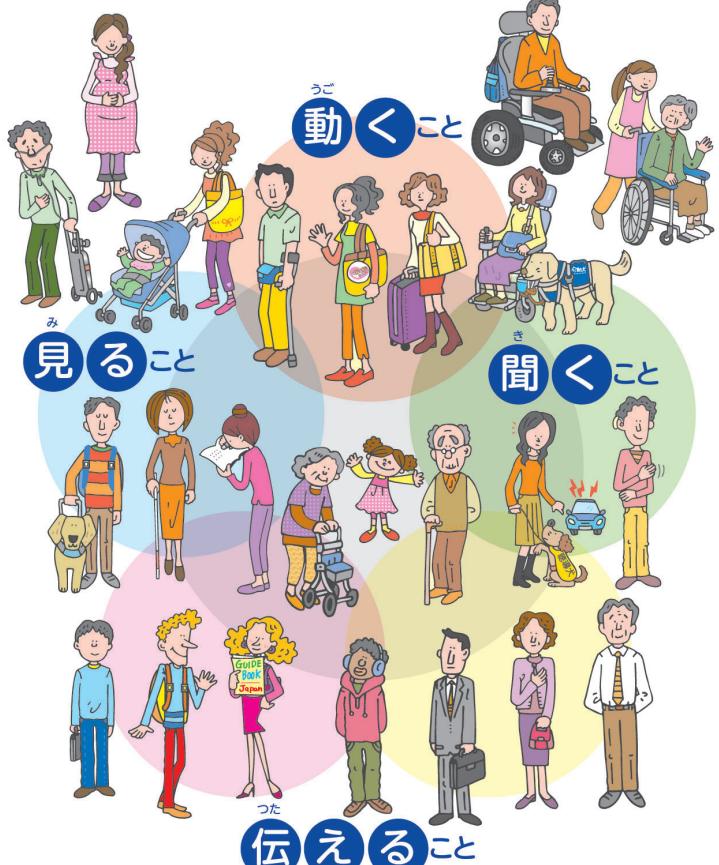
伝えること

外国人

- 日本語を読んだり、話したりすることが難しいので行き先を確認したり、人にたずねたりすることができます。

さまざまな人がいて、不便に感

ひと ふべん かん
さまざまな人が不便に感じていることを知ることで、いろいろな工夫を考え、
ひと ひと くふう かんが
人と人とが協力し合う気持ちを育てましょう。



19

外からは何か不自由があることが分かりにくい人

- 心臓にペースメーカーを入れていたり、オストメイト用のトイレが必要な人や、治すことがむずかしい病気にかかっている人がいます。
- 自分の意見を伝えることや、人のいっていることを理解することが難しい人がいます。コミュニケーション支援ボードが役に立つことがあります。
- 外からでは分からぬ心の病がある人もいます。
- まだ目立たない妊娠初期のお母さんもいます。

※ペースメーカー：心臓が正しく動けるように助ける機械のこと
※オストメイト：腸や膀胱の病気等でお腹にあなを開けて、排泄物をためるための袋をつけている人のこと。

子ども

- 背が低い場合は、高いところにある文字や地図が読みにくい、手が届きにくい、段差を上り下りにくいことがあります。

障害者の状況は、内閣府発行の「障害者白書」を、高齢化率等については、内閣府発行の「高齢社会白書」を参照してください。全て内閣府のウェブサイトで公開されています。



内閣府(障害者施策)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

内閣府(高齢社会対策)

<https://www8.cao.go.jp/kourei/index.html>



じていることもいろいろです。

不便に感じているいろいろなこと

動くこと

歩けなかったり、移動することが難しかったりします。特に、階段の上り下りや段差の乗り越え、狭い通路の通り抜けなどが大変なことがあります。

例えばこんな人がいます。
◎車いすを使っている人 ◎杖を使っている人 ◎お腹に赤ちゃんがいる人 ◎ベビーカーを押している人 ◎介助犬を連れている人 ◎大きな荷物を持った人 ◎お年寄り ◎子ども

聞くこと

自動車のクラクションや案内音のアナウンス、行き先案内などが、聞こえなから聞こにくいため、不安や不便を感じたりすることがあります。

例えばこんな人がいます。
◎ろう者(全く聞こえない人) ◎難聴者(聞こにくく人)
◎聴覚装置で通話している人 ◎補聴器をつけている人
◎手話を使う人 ◎筆談用具を使う人 ◎お年寄り

見るこ

案内表示など、自見する情報を得ることが難しく、場所を探したり、目的の場所に行くのに大変なことがあります。

例えばこんな人がいます。
◎全盲の人 ◎ロービジョン(弱視)の人 ◎盲導犬を連れている人 ◎お年寄り ◎子ども

伝えること

言っていることが理解できなかったり、言葉を発することが難しくて、言いたいことを伝えられなからたりする人がいます。

例えばこんな人がいます。
◎日本語になれていない人 ◎発声障害のある人
◎聴覚障害のある人 ◎記憶障害のある人
◎言語・読み書きに障害のある人 ◎お年寄り ◎子ども

その他にも、お腹が痛いときにかかっていて、特別な設備や医療用具などを必要としている人も多くあります。また、お腹にまだ小さな赤ちゃんといて、外見では分からぬ人もいます。

例えばこんな人がいます。
◎内部障害のある人(心臓ペースメーカーを使っている人、オストメイトなど) ◎お腹に小さな赤ちゃんがいる人(初期)

バリアフリー

さまざまな人が社会参加する上の障壁(バリア)をなくす(フリー)こと。

ユニバーサルデザイン

障害のあるなし、年齢、性別、人種などに関係なく、最初からさまざまな人が利用しやすいようにデザインする考え方。



ことばの解説

20

バリアフリー

障害者が社会参加するうえでの障壁(バリア)をなくす(フリー)こと。当初は建築物や道路などにおける物理的障壁を取り除くことを意味していましたが、近年では、広い意味で障害者の社会参加を困難にしているすべての障壁(バリア)を取り除くことを意味しています。バリアは大きく以下の4つに整理して考えることができます。

物理的バリア	道路、建築物、住宅、駅などで生じるバリア
制度のバリア	教育、就労、資格取得、地域での自立生活などで生じるバリア
文化・情報のバリア	特に視覚障害者、聴覚障害者にとって日常生活に欠かせない情報が正しく提供されていないことなどに起因するバリア
意識のバリア	健常者の意識の中にある障害者に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリア

ノーマライゼーション

障害を持つ人でも地域社会で普通に暮らせるようにすることを意味しています。1959年にデンマークで「精神障害者ができるだけノーマルな生活を送ることができるよう」と提唱された理念で、それまで施設に閉じこめがちであった精神障害者が脱施設化し、地域社会で暮らすことを目指します。後に広く欧米で発展し、これが今日の障害者の自立生活運動にも結びついています。

インクルーシブデザイン

高齢者、障がいのある方、外国人など多様なユーザーを包含しながら、ビジネスとしてなりたつデザインを考えいく手法。プロダクトデザイン、サービス等で有効とされています。

バリアフリーに関する法律について

バリアフリー法

2006年12月20日バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行されました。2000年の交通バリアフリー法では旅客施設や乗り物を中心に考えていたが、建築物などを含めて一体的に考えができるようになりました。これまでハートビル法(1994年)で、別に規程されていた建築物も一緒にバリアフリーを進められることになりました。交通バリアフリー法では市町村が中心になって移動円滑化基本構想を策定しましたが、高齢者、障害者等の住民等の意見を反映させることができます。



国土交通省(バリアフリー・ユニバーサルデザイン)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

障害者差別解消法

2016年障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が施行されました。国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者において、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、制限したりするような「障害を理由とする差別」を禁止しています。障害のある方から何らかの配慮を求められた場合、負担にならない範囲で、日常生活や社会生活を送る上で障壁になると考えられる事象については、「合理的な配慮」により障壁を取り除くことが求められています。



内閣府(障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



対象

鉄道駅、鉄道車両

バス・ターミナル

建築物

道路

ユニバーサルデザイン

設計・計画段階から「できる限りすべての人に利用可能のように、製品、建物、空間をデザインすること」。バリアフリーは障壁を取り除いていくという対処療法的な意味合いがある一方で、ユニバーサルデザインは、障害や年齢等に関係なく、できるだけ多くの人が使いやすいように、あらかじめそのデザインに普遍性を持たせるという意味が含まれています。米国ノースカロライナ州立大学の教授であり建築家であったロン・メイス氏により、1985年に公式に提唱されました。

1 誰にでも使用でき、入手できること	すべての人に同じ操作手段を提供、それができない場合は同等の手段を提供し、誰にでも特別扱いをせず、いやな思いを感じさせないこと
2 フレキシブルであること	誰にでも自由に使いやすい、右利き、左利き対応とか使う人のベースで使用できること
3 使い方が簡単であること	使い方が複雑でないこと、使い方が直感的に予想できること。理解力や言語能力の違いが問題にならないこと
4 必要な情報が容易にわかること	視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が充分に提供されること
5 安全であること	よく使われる部分は使いやすく、危険なものは取り除いたり、防護し危険な時やミスした時は警告。間違っても安全であること
6 省力的で、楽に使えること	無理のない方法で使用できること。長時間にわたる肉体的負担が最小限であること
7 スペースの確保	サイズや広さが有効であること。補助器具の使用や人的介助に充分な空間を提供すること

アクセシブルデザイン

さまざまな人が便利になるように製品やサービス、建物の設計を変えることで、誰もが使えるようにすること。何らかの機能に制限のある人に焦点を合わせ、これまでの設計をそのような人々のニーズに合わせて拡張することによって、製品や建物やサービスをそのまま利用できる潜在顧客数を最大限まで増やそうとする設計を指します。

ワークショップ (進め方)

児童用教材冊子 P.21・22

このワークショップは、次の5つに分かれています。学習内容は授業時間数によって自由に組み立ててください。進め方のヒントは、ウェブサイトにも掲載していますのでご覧ください。各ステップで使用できるワークシートやワークメモはウェブサイトからダウンロードすることができます。また、ダウンロードしたワークシートを使ってオリジナルの教材を作成することもできます。

①問題をさがしてみよう
このワークショップで考えていかれたのテーマ「問題となること」を決めましょう。
・さまざまな人が、どんなことに不便を感じているのかな。
・問題となることは何かな。

出かけてみよう
実際に駅やスマートフォンなどを歩いてみましょう。
・調べに行く駅やバスターミナルまでの道のりを切り取りましょう。
・車や近所の人々の話を聞いてみましょう。
・また、障害のある人の車両に話を聞いてみましょう。
・どんなことに不便を感じているのかな。
・どんなことに気をつけているのかな。
・どんな手助けがうれしいのかな。
・道路や駅周辺の工夫多く見てみよう。

②話し合ってみよう
授業で勉強したこと、見たり聞いたりしたこと、体験したことなどを振り返ってみんなで話し合ってみましょう。
・もう一度見てみたいことや、さらに疑問に思ったことは何かな。
・もっと詳しくわかると思ったことは何かな。
・自分がこれまでにできることは何かな。
・新しく気づいたことを発見したことは何かな。
・今まで間違えて覚えていたけれど、調べて分かったことは何かな。

③まとめてみよう
テーマ「問題となること」を他の人に説明するためにまとめてみましょう。さらに、話し合った結果を整理してグループやクラスで意見をまとめてみましょう。
・紙に書き出し、絵や写真をつけて説明でたらよろしくお願いします。
・工場や駅などの良いところや、問題のあるところは地図に印をつけたり、書き出してみてください。
・自分たちが考えたアイディアを整理してみましょう。

④発表してみよう
まとめた結果をおたましいで発表してみましょう。
・分かったこと、わからなかったこと、良いところなど伝えたいことを整理してみよう。
・聞いていてみなさんに分かりやすく話してみましょう。
・他の人の意見を聞いてみましょう。
・各の発表を聞いた後で、みなさんが気がつかなかったことをもう一度良いアイディアを出してみましょう。
・結果をウェブサイトに投稿してみましょう。

⑤ワークショップのあとは… 実際に行動しよう!
あなたの発表を聞いて、私たちにできることから始めてみましょう。
・私たちがこれからすぐにできるとは何かな。
・まちや駅などでできることを考えてみましょう。
・不便を感じている人に手伝をするきっかけに。
マークや目印はどんなものがあるでしょうか。
・実際にやってみて気づいたこと、みんなで話し合ってみましょう。

お手伝いできることはありますか。

ワークショップでみんなで気づいたことや達成したことを出し合って、さらにバリアフリーを進めるためにはどうしたら良いか、意見をまとめて作戻されることです。

1

問題をさがす

- 出かける
- お話を聞く

2

話し合う

3

まとめてみる

4

発表する

5

実際に
行動する

ワークショップを進める上で協力をお願いできる団体等の一例です。
他にもあるか探してみましょう。

障害者団体	●視覚障害 ●聴覚障害 等
市民団体 等	●NPO ●自治会 ●老人会 ●商店街 等
交通事業者	●バス会社 ●鉄道会社 等

専門家	●大学や専門学校の先生 ●まちづくり系のコンサルタント
行政	●自治体 ●国土交通省地方運輸局 ●国土交通省地方整備局 ●厚生労働省 ●文部科学省
社会福祉協議会	●障害当事者の紹介 ●車いすや白杖等の貸し出し

さらに理解を深める

体験する

1

内容の決定

準備できる体験グッズには何があるのか、地域の社会福祉協議会、障害者団体等に問い合わせましょう。
その上で、どんなことを体験するか決めましょう。(高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験、妊娠婦体験等)
ペアやグループを決定し、どういう方法で実施するか検討しましょう。

2

内容の検討

学校内外いずれで実施する場合も、安全面を十分考慮したルートをしっかり決めましょう。

3

準備

事前に一度体験内容に沿って実際に体験しておきましょう。

4

実施

安全面に注意し、実施しましょう。



視覚に障害のある人

体験の基本動作

- 介助される人は介助者の腕(肘のあたり)につかまるのが基本ですが、身長差がある場合は肩(介助者が低い場合)や手首(介助者が高い場合)などをつかみます。どちらの手がつかみやすいかは介助される人に確認します。
- 介助者が半歩先(横)に進み、動作の開始・終了時、変わり目には「歩きます」「いったん止まります」「左に曲がります」「これから階段です」など、必ず声をかけます。
- 距離や段差などは具体的な目安を伝えます。(「これから4段の上り階段です」など)
- 扉など狭い場所の通過では、介助される人が通過する幅にも配慮します。

注意事項

- 階段(特に下り階段)、段差では、十分に注意します。
- 眼病予防のため、アイマスクの使い回しは避けます。(各自が用意したバンダナ等で代用可)
- 足下以外にも頭上や体の高さにある突起物に注意します。



車いすを使っている人

体験の基本動作

- 介助者は車いすの人の視点が低いことに注意して、車いすの人に何か尋ねるときは車いすの人に目の高さを合わせて対応します。
- 動作の前には、「動きます」「右に行きます」「下がります」など、必ず声をかけます。
- 急な動作は行わないようにします。

注意事項

- 車いすを広げたり折りたたんだりするときは手指を挟まないように、また、手や衣服が巻き込まれないように注意します。
- 車いすには外れやすい部分、可動部分がありますので事前に確認します。
- 立ち座りの時、車いすから離れる時は必ずブレーキをかけ、介助者はハンドルに手を添えます。
- 坂道など傾斜があるところでは力が必要になります。特に下り坂では介助者が車いすにひきずられないよう注意が必要です。
- 段差やスロープなどの上りで、勢いをつけすぎると車いすが後ろに転倒することがあります。
- 足が地面に着くことがないようにフットサポートは必ず使用しますが、フットサポートが前の人の足に当たり、けがをさせないように注意します。



お年寄りの人

体験の基本動作

- 体験グッズの着脱手順は説明書を良く読んで行います。
- 視力低下を体験するグッズを使用する時は、歩行に注意します。
- 階段(特に下り階段)、段差では無理をせず、十分に注意します。

注意事項

- 重りを足などに落とさないように注意します。
- 跡が残ったりすることがあるので、体験グッズは強く締めすぎないよう注意します。
- 体験グッズには乱暴に扱うと壊れる部品がありますので注意します。

※体験の基本動作はウェブサイトをご覧ください。

「交通バリアフリーからともに生きる社会を学ぼう!」 教員指導用冊子

発行：公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地五番町 KUビル3F
TEL 03-3221-6673 FAX 03-3221-6674 URL <http://www.ecomo.or.jp/>

児童用
ウェブサイト



<http://www.bfed.jp/fresh/index.html>

協力：日本航空株式会社

レシップ株式会社

写真出所：バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編、車両等編)
(発行／公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)

道路の移動等円滑化整備ガイドライン
(編集・発行／一般財団法人 国土技術研究センター)

作成協力：株式会社グリックス

教員指導用
ウェブサイト



<http://www.bfed.jp/teach/index.html>